

# ノロウイルス情報 第4号

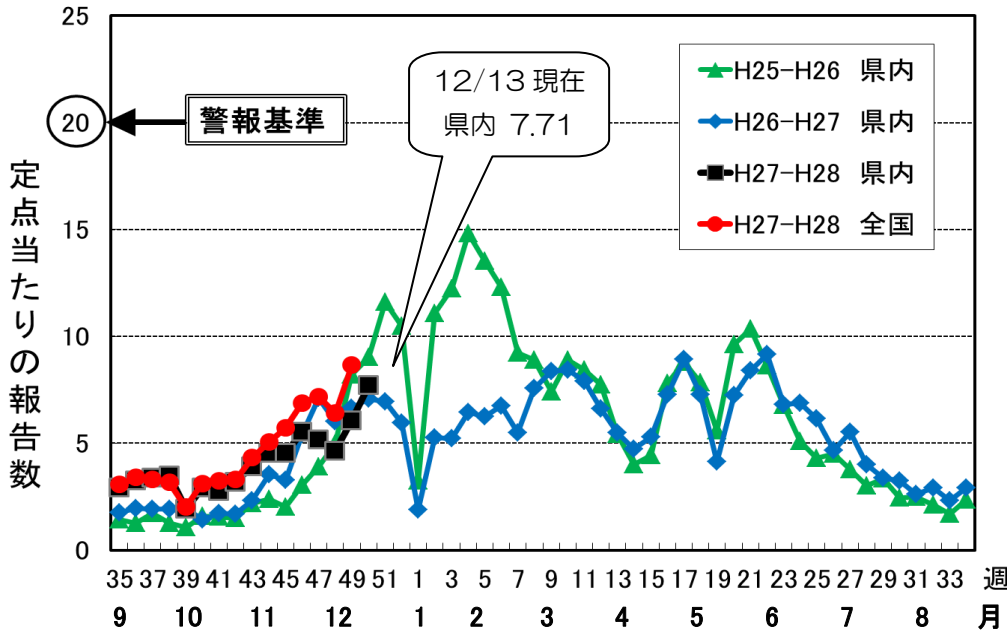


平成27年12月21日  
福祉保健部生活衛生課  
健康対策課

12月以降、定点医療機関当たりの感染性胃腸炎の報告数が増加しています。魚沼地域振興局管内では前週に比べて報告数が急増し、国が示す警報基準20を超過しました。今後、さらに流行が拡大するおそれがありますので、感染予防対策を徹底しましょう。

## 感染性胃腸炎定点当たりの報告数\*(感染症サーベイランス)

※報告対象医療機関当たりの感染性胃腸炎(ノロウイルス以外も含む)の患者数



## 地域振興局別報告数(定点当)

(H27.12.7~12.13)

新潟市	8.94 (-1.06)
新発田	7.40 (-1.20)
新津	1.00 (+1.00)
三条	12.17 (+6.50)
長岡	7.56 (+2.12)
魚沼	27.00 (+22.00)
南魚沼	4.00 (-2.00)
十日町	4.00 (+1.50)
柏崎	7.33 (+0.66)
糸魚川	2.00 (+1.50)
村上	- (±0)
佐渡	2.50 (+2.50)
上越	8.17 (+5.00)

国が示す警報基準は20

※( )は前週と比較した増減

## 調理施設における食品取扱者の健康管理

近年、ノロウイルスに感染した食品取扱者を介して汚染された食品を原因とする食中毒が増加しています。

調理施設等において、食品取扱者は日頃から自分自身の健康状態を把握し、下痢やおう吐、風邪のような症状がある場合には調理作業に従事しないようにしましょう。症状が回復した後も、1週間~1か月程度はウイルスの排泄が続くので、しばらくは直接食品を取り扱う作業は控えましょう。



調理前に健康確認!



なお、家族に発症者がいる場合、自分自身に症状がなくてもノロウイルスに感染している(不顕性感染)ことがあります。

日頃から食品取扱者自身が感染している可能性があることを自覚し、食中毒予防対策を徹底することが重要です。

次号は、平成28年1月8日頃に発行予定です。

詳しい予防ポイントは新潟県ホームページ内「にいがた食の安全インフォメーション」をご覧ください。

<http://www.fureaikan.net/syokuinfo/> またはネットで「にいがた食の安全」と検索!



お問い合わせ ◆生活衛生課 Tel 直通 025(280)5205 ◆健康対策課 Tel 直通 025(280)5200

もしくは最寄りの地域振興局健康福祉(環境)部(保健所)まで

